

令和 8 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(追 加)

提 出

令和8年9月25日

も く じ

認定第 1 号	令和 7 年度大東市一般会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 2 号	令和 7 年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 3 号	令和 7 年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算に ついて-----	別冊
認定第 4 号	令和 7 年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 5 号	令和 7 年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 6 号	令和 7 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算 について-----	別冊
認定第 7 号	令和 7 年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計歳入歳出決算に ついて-----	別冊
認定第 8 号	令和 7 年度大東市移管市営住宅事業特別会計歳入歳出決算に ついて-----	別冊
認定第 9 号	令和 7 年度大東市水道事業会計決算について-----	別冊
認定第 10 号	令和 7 年度大東市下水道事業会計決算について-----	別冊
報告第 7 号	令和 7 年度決算における健全化判断比率について-----	5
報告第 8 号	令和 7 年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率に ついて-----	6
報告第 9 号	令和 7 年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比率 について-----	7

報告第7号

令和7年度決算における健全化判断比率について

令和7年度決算における健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく健全化判断比率について

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.96)	— (16.96)	1.7 (25.0)	— (350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないため、また、将来負担比率については算出されないため、「—」と表している。

※（ ）内は、本市における早期健全化基準である。

報告第8号

令和7年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率について

令和7年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率（％）	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

報告第9号

令和7年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比率について

令和7年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率（％）	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

印刷物番号

8 - 4 6
